

「あれっ、漏水かな？」

と思ったら早めの対応を

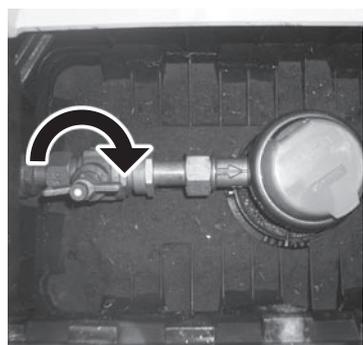
最近「使用水量が増えているが、水道管の漏水ではないか」との相談が増えています。漏水は、初めはわずかな量でも次第に多くなり、貴重な水が無駄になるばかりでなく、料金も高額になりますので、早期発見が大切です。

こんな場合は漏水かも

- 特に理由がないのに、使用水量が増えてきている。
- 蛇口をよく閉めたにもかかわらず、水が垂れている。
- 水を使っていないのに、蛇口などに耳を当てると「シュー」と音がする。
- 水道管を埋めてある付近の地表や壁面などが湿っている。
- 給湯設備などの配管から水が流れ出ている。
- 水を使っていないのに、宅内から側溝などに排水している。
- 水洗トイレの水を流していないのに、水が流れている。

漏水の場合の対処方法

応急処置として、メーター



写真①：右へ止まるまで回す

ボックス内の止水栓を右に回し、水を止めます(写真①参照)。

【蛇口から漏水している場合】

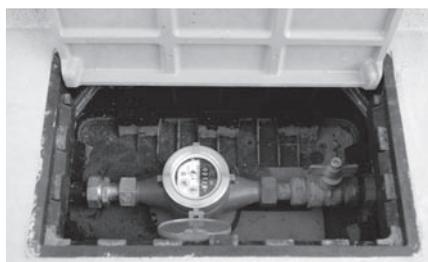
旭市指定給水装置工事業者へ連絡し、修理してください。
※指定給水装置工事業者は市ホームページで確認できます。

【水洗トイレや給湯設備などから漏水している場合】
器具に止水栓があれば、水を止めることができます。器具の

漏水の発見方法



1 家の蛇口を全て閉め、トイレや給湯設備などで水を使用していないことを確認します。



2 メーターボックスを開け、メーターのふたを開けます。



3 パイロットが少しでも回っていれば、どこかで漏水しています。漏水箇所を確認して早急に修理しましょう。

修理や交換は、取り付けた業者、または指定給水装置工事業者へ連絡してください。
【メーターボックスから宅内側の配管で漏水している場合】
指定給水装置工事業者へ連絡し、修理してください。費用は、利用者の負担となります。
※メーターボックスから道路側(本管)、または道路上で漏水している場合は、水道課へ連絡してください。

漏水した場合の水道料金
家庭の給水装置(水道管)は、皆さんの財産であり、自分で管理する必要があります。もし漏水で通常より請求が高額になっても、原則として水道メーターで計量した水量に対する料金は、支払わなければなりません。
ただし、次の全ての条件(①と②)を満たす場合のみ、一部減額となる場合があります。
① 地下や壁内、床下の漏水のうち、地表や外観からは確認できない、流水音などもないなど、発見することが困難な場合。
② 漏水発見後、速やかに漏水の修理を完了している、あるいは

- は無届けで給水装置の改造を行った場合。
 - 市の指定を受けていない工事業者が修理した場合。
 - 井戸水の配管を水道に切り替えて使用している場合。
- は指定給水装置工事業者に修理を依頼しているなど、適切な管理を行っている場合。
※右記の条件を満たしても、次の場合は対象となりません。
●給水装置を損傷させて漏水した場合。

問い合わせ先

旭市水道お客様センター
水道課工務班

☎ 63・8881
☎ 63・8882